

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

第164回国会において、自動車交通における利便性及び安全性の向上を図るために所要の措置を講ずる「道路運送法等の一部を改正する法律」（平成18年5月19日法律第40号。以下「改正法」という。）が制定されたところであります。

今般、改正法のうち、現在、国土交通大臣が書面で行っている自動車の登録情報の提供について、請求者の本人確認等の個人情報保護対策を行った上で、国土交通大臣の登録を受けた登録情報提供機関を通じて、請求者の委託に係る登録情報を電子的に提供する制度に係る部分の施行に伴い、以下のとおり関係省令について所要の改正を行うことを予定しています。

2. 概要

（1）道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の一部改正

- ① 登録情報提供機関について、登録の申請をする際の申請書の記載事項及び添付書類、情報提供業務の実施基準、業務規程等その他情報提供業務に関し必要な事項を定めることを検討しています。
- ② 登録情報の電子的提供に係る委託をする者に対し、登録情報提供機関が行う本人確認の方法として、商業登記認証、公的個人認証、ID・パスワード等による方法を定めることを検討しています。
- ③ 登録情報提供機関が国に納める手数料について、現金で納めることができる場合を定めることを検討しています。

（2）自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）の一部改正

- ① 登録事項等証明書の交付請求をする者に対し、国土交通大臣が行う本人確認の方法として、運転免許証、健康保険の被保険者証等を提示させる方法等を定めることを検討しています。
- ② 登録事項等証明書の交付請求及び登録情報の電子的提供の請求をする場合における明示事項として、請求者の氏名又は名称及び住所、自動車登録番号及び車台番号（原則）等を定めることを検討しています。

（3）自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）の一部改正

登録事項等証明書の交付請求をする場合において、本人確認書類の確認欄の追加、原則として自動車登録番号のほか車台番号を必要とするための所要の記載事項の追加等を行うことを検討しています。

（4）国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号）の一部改正

登録情報提供機関が保存すべき帳簿について、書面に代えて電磁的方法によることも認められるための所要の改正を行うことを検討しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成19年6月中旬
施	行	平成19年10月1日

